

会議録

会議の名称	定例庁議
開催日時	令和6年1月23日（火）午後4時33分から 午後4時54分まで
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出席者及び 欠席者の 職・氏名	<p>【出席者】 富岡市長、神田副市長、二見教育長、稲葉市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、佐藤福祉部長、麦田こども・健康部長、山崎都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、紺清会計管理者、益田上下水道部長、太田議会事務局長、野口学校教育部長、神頭生涯学習部長、田中監査委員事務局参事兼局次長</p> <p>（担当課1） 小笠原福祉相談課長、菅野同課主幹兼課長補佐、平岡同課地域福祉係長、高橋こども未来課長、石田同課長補佐、鈴木健康づくり課長</p> <p>（担当課2） 玄順こども・健康部次長兼保育課長、山本同課長補佐、臼倉同課保育総務係長</p> <p>（担当課3） 村沢都市建設部次長兼開発建築課長、田島同課長補佐、細田同課住宅政策係長、並木同課同係主任</p> <p>（事務局） 櫻井政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、横田同課政策企画係主事</p>
議題	<p>1 （仮称）朝霞市福祉等複合施設基本計画（案）</p> <p>2 公立保育園の給食費の対応</p> <p>3 朝霞市マンション管理適正化推進計画の策定</p>

<p>会議資料</p>	<p>(議題 1) ・【資料 1】(仮称) 朝霞市福祉等複合施設基本計画 (案) 概要 ・【資料 2】(仮称) 朝霞市福祉等複合施設基本計画 (案) (議題 2) ・【資料 3】 公立保育園の給食費の対応 (議題 3) ・【資料 4】 朝霞市マンション管理適正化推進計画策定の概要 ・【資料 5】 朝霞市マンション管理適正化推進計画 (案)</p>		
<p>会議録の 作成方針</p>	<p><input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 要点記録</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管 (保存年限 年)</p> <table border="1" data-bbox="355 902 1002 1003"> <tr> <td data-bbox="355 902 1002 1003"> 電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間 </td> <td data-bbox="1002 902 1439 1003"> <input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 </td> </tr> </table> <p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>	電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月		
<p>傍聴者の数</p>	<p>—</p>		
<p>その他の 必要事項</p>	<p>なし</p>		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 （仮称）朝霞市福祉等複合施設基本計画（案）

【説明】

（担当課 1：石田こども未来課長補佐）

（仮称）朝霞市福祉等複合施設基本計画（案）については、令和5年11月17日に策定した基本構想に基づき策定を行った。

本基本計画（案）は、令和6年1月12日及び16日の政策調整会議に付議し、本定例庁議の後、2月7日の全員協議会で説明する予定である。

資料1（仮称）朝霞市福祉等複合施設基本計画（案）概要の1ページを御覧いただきたい。

基本計画は、「1 基本計画の目的」から始まり、「6 事業計画」の6つの章で構成されている。

まず、1ページの「1 基本計画の目的」について、基本構想で決定した導入機能を踏まえ、福祉等複合施設の利便性、機能性、周辺環境との連携を考慮し、より具体的な計画案を示すことを目的として策定している。

その下の「2 各機能の利用イメージと規模の設定」については、本複合施設の建築面積や延床面積などの施設規模の条件のほか、各機能の概要と規模を記載している。

続いて、2ページを御覧いただきたい。

「3 施設整備イメージ」では、各階フロア配置計画（案）を図で示している。

主な配置機能として、1階に交流スペース、防災倉庫、駐車場。2階に交流スペース、障害者基幹相談支援センター、社会福祉協議会。3階に児童館、子育て世代包括支援センター。4階に児童館を配置する予定である。

なお、詳細については、今後、実施設計等で検討を進めていく。

続いて、同じく2ページの「4 管理運営方針」では、管理運営の考え方や管理運営体制、施設管理方針について記載している。

続いて、3ページの「5 民間活力の活用」を御覧いただきたい。本複合施設の建設・運営管理における民間活力の活用の可能性について、基本構想の内容を基に、民間事業者の意向把握を行い、そこで出された意見や結果をまとめている。

最後に、同じく3ページの「6 事業計画」では、事業手法の選定や概算事業費の試算、今後の事業スケジュールについて記載している。

事業手法については、従来手法で行い、設計はプロポーザル方式で行うことを検討していく。

また、概算事業費については、土地取得については上下水道部と調整中であることから、今後変更となる可能性はあるが、概ね24億円と想定している。

なお、今後の事業スケジュールについては、これまでから変更はなく、令和10年1月の竣工予定となっている。

説明は以上である。

（稲葉市長公室長）

本件については、政策調整会議で審議している。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず、なぜ事業手法の選定においてプロポーザル方式を選択するのか、との質疑に対し、財産管理課からの助言や国土交通省のガイドラインを参考にプロポーザル方式を選

択したとの回答があった。

次に、基本計画で内容が作りこまれているにもかかわらず、プロポーザル方式が必要な理由は何か、との質疑に対し、様々な施設が入るということで会議室や共有スペースの活用方法を提案できる設計者を選定するためにプロポーザル方式を考えている。

しかし、プロポーザル方式の活用は確定ではなく、いただいた意見を踏まえ引き続き検討していくとの回答があった。

次に、現状の基本計画では「まちなかの交流や賑わいづくり」と記載されているにも関わらず、それに対応する施設が施設内の交流スペースに限られているため、低層部の作り方や屋外のオープンスペースをどう確保するか盛り込んでほしい。

また、隣が保育園なので、駐車場の出入り口については歩行者導線や周辺の施設に配慮するとの考え方を追記した方がよい。

計画策定の進め方について、都市建設部所管に関する部分の表現もあるため、資料完成前に照会を行ってほしいなどの要望に対し、文言の修正について検討し、加筆する。また、資料作成の途中段階で関係課に相談するべきであったと考えることから、計画策定の進め方については、今後見直していくとの回答があった。

次に、施設の維持管理費を捻出するような工夫があっているのではないかと、この意見に対し、意見を踏まえ検討するとの回答があった。

次に、様々な意見を取り入れ、質の高い施設にすることは重要だが、重要な施設から優先順位をつけて配置し、建設費は概算の24億円を上限として今後の計画を進めてほしい、との要望に対し、意見を踏まえ検討するとの回答があった。

これらの質疑の結果、各部と調整を図ったうえで再度、政策調整会議に諮ることとした。

1月16日の臨時政策調整会議では、担当課から各部との調整により、変更となった箇所の説明の後、質疑に移った。

まず、32ページ「概算事業費の試算」にある「用地の取得等は検討中」の文言はどうか、との質疑に対し、用地が上下水道部所管の土地であり、購入する場合、企業台帳に記載されている価格なのか算定価格なのか確認中のため、まだ検討する余地があるということでこのような表現にしたとの回答があった。

次に、「用地の取得等は検討中」の文言は見直した方がいいのではないかと、この質疑に対し、意見を踏まえ、再度検討するとの回答があった。

次に、用地を複合施設建設のために、使えるということは間違いないかと、この質疑に対し、そのとおりであるとの回答があった。

これらの質疑の結果、指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとした。説明は以上である。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【議題】

2 公立保育園の給食費の対応

【説明】

(担当課 2 : 白倉保育課保育総務係長)

資料 3 を御用意いただきたい。

昨今、物価高騰の影響により、公設公営保育園の給食食材費が高騰していることから、子ども・子育て会議とその部会の 1 つである保育園等利用者負担検討部会において、今後の給食費の対応について審議し、承認いただいた。

本日は、子ども・子育て会議と部会の状況を説明し、審議いただきたいと考えている。資料の 1 ページと 2 ページを御覧いただきたい。

部会の第 1 回は、令和 5 年 8 月 3 1 日に開催し、公営保育園の給食の概要と現状として、給食費の考え方や物価高騰の影響などについて事務局から説明した。

委員からは、国の交付金の状況を確認する意見のほか、牛乳の提供方法や、食材の一括購入などにより費用を抑える取組などの意見があった。

続いて、3 ページを御覧いただきたい。

部会の第 2 回を 1 1 月 2 日に、子ども・子育て会議を 1 1 月 2 8 日に開催し、今後の給食費の対応について審議いただいた。

事務局から、3 ページの「(1) 給食費に関する現状」として、現在の給食単価 2 6 0 円に対して、物価高騰により実績の費用が 2 7 0 円と 1 0 円高騰している状況や支出を抑える工夫について説明を行った。

また、「(2) 保護者アンケート」として、1 0 月に行った給食に関するアンケートの集計結果を説明した。一番下の「給食費の値上げについて」の質問では、「値上げはやむを得ない」が 8 9 . 9 % に対して、「値上げはしてほしくない」が 6 . 0 % になっている。

裏面の 4 ページを御覧いただきたい。

「3 給食費の対応」についてである。

事務局から、給食費の現状と保護者アンケートの結果などを総合的に判断した結果、現在の給食の質を維持するための値上げとして給食単価 1 0 円の値上げとする対応案を説明し、承認いただいた。

部会の委員からの意見としては、保護者アンケートにより給食費の 1 0 円値上げに御理解いただけていると確認できたという意見や、今後の保護者への説明にあたってはこれまで市が価格高騰分を負担していることや支出を抑える対応も行っていることなどを説明して理解を深めてもらってはどうかという意見、また、0 ~ 2 歳児の保育料を見直さないとする説明部分などへの意見があった。

最後に、「4 これまでの検討と今後のスケジュール」についてである。

本日の庁議の審議により、承認をいただいた場合、2 月以降、保護者への説明や保育園給食費徴収規則の改正などを進めていきたいと考えている。

なお、5、6 ページの参考資料は、保護者アンケートの集計結果である。

説明は以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議している。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず、保護者の負担する金額は変わらないのか、との質疑に対し、値上げはするが、値上げ分を市が負担する予定なので、保護者の負担額は変わらないとの回答があった。

次に、今後も物価が上がり続けた場合、その都度、給食費の見直しを行っていくのか、との質疑に対し、基本的にはその考えであるとの回答があった。

次に、資料に「増額の補正予算を計上する予定」と記載しているのはどういうことか、との質疑に対し、9 月補正前に作成した資料であるため、現状に即した内容に修正するとの回答があった。

次に、「国の交付金を活用して」と記載されているが、交付金をこの事業に充当するかは決まっていないため、表現を見直した方が良いのではないかと、その意見に対し、そのとおり対応するとの回答があった。

次に、民間の保育園の現状はどうか、今後市が負担することはあるのか、また、この対応について庁議で決定した場合、議員にどのように報告するのか、との質疑に対し、民間の保育園については、それぞれの民間保育園が給食費を徴収しており、基本的には保育園が独自に金額を設定している。市では民間保育園の給食費が上昇し過ぎることを防ぐために上限を設定し、その範囲内の給食費であれば、市で補助金を出していること。

また、議員にはお知らせという形で通知したいと考えているとの回答があった。

質疑の結果、指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとした。説明は以上である。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【議題】

3 朝霞市マンション管理適正化推進計画の策定

【説明】

(担当課3：村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

それでは、朝霞市マンション管理適正化推進計画の策定について説明する。

資料4の「概要」を御覧いただきたい。

1. 本計画を策定する「背景・目的」について、マンションは適切な修繕がされないまま放置され管理不全に陥ると外壁の剥落等、近隣住民の命に係わるなど、深刻な問題を引き起こす可能性がある。

こうした背景から、マンション管理適正化法が改正され、地方公共団体による「管理組合への助言指導」「マンション管理適正化推進計画の策定」「管理計画の認定制度」などが新たに設けられた。

市では、令和5年4月に開始されたマンション長寿命化促進税制を受けるためには本計画を策定した地方公共団体による管理計画の認定が必要なこと、令和5年6月に国土交通省から計画の策定に向けた働きかけがあったこと等を踏まえ、マンション管理の主体である管理組合が自ら適正にマンションを管理することを促し、マンションの管理水準の維持向上を図ることを目的に、本計画を策定するものである。

次に、2. 主なスケジュールについて、昨年2月から3月、市内241団地全ての分譲マンションに管理状況アンケート調査を実施し、都市計画審議会に報告、管理組合との意見交換会や空家等適正管理に関する庁内連絡会における意見聴取、パブリック・コメントを経て、計画案を策定した。今後、計画の公表、認定制度の運用開始は、2月中を予定している。

続いて、資料5朝霞市マンション管理適正化推進計画(案)の1ページを御覧いただきたい。

本計画の「策定の背景や目的」については、先ほど概要で説明を行った。

(3) 計画期間は、令和6年2月から5年間としている。

次に、2ページを御覧いただきたい。

市内マンションの状況については、建築後20年以上30年未満のマンションが98団地で最も多くなっており、今後、高経年マンションが増加するとともに、管理組合役員の高齢化による管理組合の役員の担い手不足が進むなどの課題が挙げられる。

続いて、3ページを御覧いただきたい。

本計画に必要な、法律で定められた「計画期間」以外の項目を(1)から(6)に示しており、(1)の「目標」として、市内全てのマンションが適正に維持管理されること、(2)の「朝霞市マンション管理適正化指針」は、国が示した指針と同様の内容とし、市は管理組合への助言指導や管理計画の認定を行い、(3)の「管理状況の把握のための措置」は、今後も適宜アンケート調査など実施することに加え「管理状況届出制度」の導入等を検討することとした。

続いて、4ページを御覧いただきたい。

(4)の「管理の適正化の推進を図るための施策」として、「管理計画の認定制度の推進」と「相談体制及び情報発信の充実」の2点を掲げ、管理水準の維持向上に向け、認定制度の適切な運用と周知を図り、管理計画認定マンションの拡大を目指すとともに、相談体制や情報発信についてより多くの方に周知できる方法を検討する。

(5)には「普及啓発」について、(6)の「その他必要な事項」には、管理計画の認定を5年更新とし、更新をしなければ効力を失うことを記載している。

5ページ、6ページは、マンション管理適正化指針に基づく「管理組合に対する助言指導等」の基準の目安と、「管理計画の認定基準」となっている。

7ページ以降は昨年の2月から3月にかけて、市内241団地に実施したアンケート結果の抜粋である。

アンケートの集計・分析結果は、本計画の公表と併せて、「アンケート調査結果報告書」として、市ホームページで公開する予定である。

説明は以上である。

(稲葉市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議している。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず、計画を立てて市が行うことを具体的に記載しないのか、との質疑に対し、「マンションの管理の適正化の推進を図るための施策」に記載されている表現を見直すとの回答があった。

次に、認定は市長が行うのか、との質疑に対し、そのとおりであるとの回答があった。

次に、認定を受けると固定資産税の減額措置があるとのことだが、そのメリットは計画に記載しないのか、との質疑に対し、暫定措置のため、期間限定で記載するよう対応するとの回答があった。

次に、計画のタイトルから内容が読み取りづらいので、変更した方がいいのではないかと、また、計画を立てることの重要性を記載した方がいいのではないかと、との意見に対し、全国共通のタイトルなのでこのままとし、計画の内容については、追記する形で修正するとの回答があった。

質疑の結果、指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとした。

説明は以上である。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】